

18-2 累年比較

(1) 異議申立ての累年比較

年 度	本 年 度 申 立 て (処 分 に 係 る も の)												計
	申 告 所 得 税	源 泉 所 得 税	法 人 税	相 続 税	贈 与 税	消 費 税	地 価 税	法 人 特 別 税 等	地 方 消 費 税	そ の 他	酒 税	徴 収 関 係	
平成 8 年度	件 507	件 20	件 108	件 58	件 12	件 147	件 —	件 16	件 —	件 —	件 —	件 29	件 897
9	372	31	173	44	5	149	11	33	—	—	—	26	844
10	465	24	107	65	14	128	—	19	10	—	—	37	869
11	433	10	98	68	9	161	—	5	96	1	—	41	922
12	375	16	91	43	1	110	—	4	68	1	—	46	755

(2) 審査請求の累年比較

年 度	本 年 度 請 求 (処 分 に 係 る も の)												計
	申 告 所 得 税	源 泉 所 得 税	法 人 税	相 続 税	贈 与 税	消 費 税	地 価 税	法 人 特 別 税 等	地 方 消 費 税	そ の 他	酒 税	徴 収 関 係	
平成 8 年度	件 195	件 6	件 32	件 21	件 —	件 57	件 —	件 14	件 —	件 —	件 —	件 36	件 361
9	212	12	32	15	—	45	—	4	—	—	—	11	331
10	240	14	76	24	—	52	10	16	—	2	—	20	454
11	180	3	85	32	6	102	—	—	62	1	—	150	486
12	221	20	82	27	—	116	—	5	66	2	内 1 1	27	内 1 567

用語の説明：1 **不作為**とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

2 **みなす審査請求**とは、国税局長又は税務署長等が異議申立てを審査請求として取扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。

3 **みなす取下げ**とは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取り下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取り下げられたものとみなされた審査請求をいう。

4 **取下げ**とは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。

5 **却下**とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。

6 **棄却**とは、原処分を適法又は妥当と認め不服申立てが認められなかったものをいう。

7 **取消し又は変更**とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。